

青森県報

第二百二号

令和二年
八月三十一日
(月曜日)

目次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(健康福祉政策課) ……一

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……一

○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……一

○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……二

公 告

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……二

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域民局) ……三

○右 同……………(同上地域民局) ……三

○土地改良区の役員の就任……………(同) ……四

○土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……四

告 示

青森県告示第六百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のと

おり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分 名 称	所 在 地	変 更 日
坂本耳鼻咽喉科医院		弘前市大字南瓦ケ町二の六	令和 二・七・一
いくこ耳鼻科クリニック			

青森県告示第六百五十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分 名 称	所 在 地	変 更 日
坂本耳鼻咽喉科医院		弘前市大字南瓦ケ町二の六	令和 二・七・一
いくこ耳鼻科クリニック			

青森県告示第六百五十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五條の十第一号の規定により公示する。

令和二年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サービス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法人青森社会福祉振興団	むつ市十二林一 の二三	介護予防 生活期介護	特別養護老人ホーム ちのく荘	令和 二・九・一

青森県告示第六百五十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九條の十九第一号の規定により公示する。

令和二年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
マエダ調剤薬局西弘店 公立野辺地病院訪問看護ステーション	弘前市大字中野二丁目一の二三 上北郡野辺地町字鳴沢九の二二	令和 二・八・三

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四條に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二條の規定により次のとおり公示する。

令和二年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
大気中気体状ベータ放射能測定器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和二年七月二十九日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社日立製作所
東京都千代田区丸の内一丁目六の六
- 六 落札金額
一億二千八百七十万円
- 七 落札者を決定した手続
入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和二年六月十七日

出 先 機 関

土地改良法の規定により、青
女子堰土地改良区から、次のとおり役員
の就任及び退任の届出があったので、同条第
十八項の規定により公告する。

令和二年八月三十一日

中南地域県民局長 神 登喜彦

土地改良区の役員
の就任及び退任

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	小山 光則	弘前市大字船水三丁目一の一の三	令和 二・七・三就任
〃	藤田 秀弘	大字町田二丁目一の五	〃
〃	三浦 裕行	大字中崎字川原田六九の一	〃
〃	村上 喜一	大字三世寺字色吉三二二の二	〃
〃	山上 英雄	大字大川字平岡二五	〃
〃	神 修	大字青女子字桂川三五	〃
〃	中田喜代光	〃 字桜菊一七七の七	〃
〃	花田 敏英	〃 〃 三三二	〃
〃	田中 清榮	大字種市字熊谷一〇	〃
〃	奈良 勝衛	〃 〃 七一	〃
〃	金沢 由国	大字小友字神原三四一の一	〃
〃	荒川 裕一	〃 字宇田野四八九の二	〃
〃	成田 公博	〃 字神原一〇八の六	〃
〃	赤川 公悦	〃 字宇田野四一二の二	〃
〃	館山 金一	大字青女子字桜菊三六七	〃
〃	相澤 俊光	大字中崎字田四〇の四	〃
〃	田中 清榮	大字種市字熊谷一〇	二・七・三退任
〃	大瀬 忠治	大字八代町六の四	〃
〃	小山内正美	大字藤内町一の一	〃
〃	三浦 裕行	大字中崎字川原田六九の一	〃
〃	村上 喜一	大字三世寺字色吉三二二の二	〃
〃	齊藤 金則	大字大川字平岡六	〃

〃	神 修	大字青女子字桂川三五	〃
〃	中田喜代光	〃 字桜菊一七七の七	〃
〃	花田 敏英	〃 〃 三三二	〃
〃	奈良 勝衛	大字種市字熊谷七一	〃
〃	金沢 由国	大字小友字神原三四一の一	〃
〃	赤川 光廣	〃 〃 一二三の二	〃
〃	成田 公博	〃 〃 一〇八の六	〃
〃	藤田 秀弘	大字町田二丁目一の五	〃
〃	館山 金一	大字青女子字桜菊三六七	〃
〃	赤川 公悦	大字小友字宇田野四一二の二	〃

土地改良区の役員
の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、奥
瀬堰土地改良区から、次のとおり役員
の就任及び退任の届出があったので、同条第十
八項の規定により公告する。

令和二年八月三十一日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	小林 弘	十和田市大字沢田字三日市六八	令和 二・七・三就任
〃	小沢 敬市	大字奥瀬字小沢口七一	〃
〃	漆畑 武志	大字法量字谷地端六二の三	〃
〃	太田 敬	大字沢田字後平一六の一	〃
〃	西村 誠	〃 字深堀平一七一の三	〃
〃	生出 哲雄	大字奥瀬字上通七の一	〃
〃	中屋敷鉄男	大字沢田字下洗二八の一	〃
〃	向井 勲	〃 字向村七六	〃
〃	新屋敷良悦	〃 字前谷地一六	〃
〃	野月 義広	〃 字三日市五四	〃

